

○財務省告示第百三十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年三月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成三十年四月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第百三十五回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその 運用に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に関する
法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項、第四十七条第一項及び第
六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

三 振替法の適用等

四 発行方法

争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下

五

募方

イ 入札発競争

ロ 国債市場

特別参加者・第I

非格競争

争入札発

六

イ

発 入札発競争

行 行額

「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発競争」という。

各申込みの範囲内において各申
出の申込みの順位が高い

当てる。そのうち応募額を順次割り
各国債市場特別参加者ごとの申
出の応募額を割り当てる。

額面金額で一兆七千八百六十三
億円

うち「財政法第四十一条の規

定に基づき発行した利付国債に

ついでに千九百九十億四千九

億八千九百九十億四千九

要なる財源の確保を図るため必

債の発行の特例に関する法律第

三条第一項の規定に基づき発行

した利付国債については、額面

金額で千七百九十二億四千

円、特別会計に関する法律第

十六条第一項の規定に基づき発

行した利付国債については、額

面金額で五千二百五十億四千

五百五十億四千七百九十億

千六百五十億四千七百九十

億千六百五十億四千七百九十

億千六百五十億四千七百九十

